令和６年第１１回農業委員会議事録

令和６年１１月２５日

長 瀞 町 農 業 委 員 会

令和６年第１１回農業委員会議事録

開催通知年月日　　　令和６年１１月２５日

開 催 年 月 日　　　令和６年１１月２５日

開　催　場　所　　　長瀞町役場４階　全員協議会室

開会時刻宣告者　　　１３時３０分　　事務局長　常木　真人

閉会時刻宣告者　　　１３時４５分　　事務局長　常木　真人

会　長　　宮澤　史明　　　会長職務代理　　齊藤喜久夫

〇出席委員

農業委員

席次	氏　名	席次	氏　名
1	常木　三郎	１１	野原　重信
2	林　　春政	１２	島田　　暁
3	武井　哲夫	１３	宮澤　史明
4	栃原　　仁		
5	野原　隆男	農地利用最適化推進委員	
7	井上ゆかり	第１区域	堀口　栄一
8	山口　俊司	第２区域	坂上　健司
9	齊藤喜久夫	第３区域	須賀　　勤
１０	松本　高正	第４区域	野口　　稔

〇欠席委員

6　鈴木　智子

議事参与者　　事務局長　　常木　真人　　　主　　任　　小川　竜太

主　　任　　野原　靖子

会議件名

（１）農地法第３条の規定による許可申請２件について

（２）その他

・次回委員会開催日程について

◎開　　会

○事務局長　それでは、皆さんこんにちは。

本日はお忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、ただいまより令和６年第11回農業委員会総会を開会いたします。

（午後　時　　分）

◎会長挨拶

○事務局長　それでは、初めに宮澤会長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いします。

○会長　皆様こんにちは。

朝晩がめっきり涼しいというか寒くなってまいりましたので、体調に十分気をつけていただきたいなというふうに思います。

10月31日に、長瀞幼稚園の芋掘り体験と、それから11月９日に長瀞駅前での農産物直売会、ご協力いただきました委員の皆様には大変ご苦労さまでございました。地域農業のにぎわいと理解促進につながったものと思っております。ご苦労さまでございました。

それから、今日は農業委員会が終わった後、引き続き農振協議会がありますので、農業委員の皆様にはこの後も引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、農業委員会よろしくお願いいたします。

○事務局長　ありがとうございました。

それでは、早速議題に入らさせていただきます。

◎議長選出

○事務局長　会議規則第４条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いします。

◎開議の宣告

○議長　それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席農業委員は12名です。鈴木さんがちょっと遅れているようですので、多分もうすぐ見えられるかなというふうに思います。定足数に達しておりますので、これより会

議を開きます。

◎諸般の報告

○議長　ここで諸般の報告をいたします。

11月６日の火曜日に、横瀬町役場で農業委員会秩父郡市協議会の役員会に事務局長と出席してきました。今年度の定例会の開催計画について協議しました。年が明けましたら、当番であります横瀬町のほうで計画していただけるということになっております。懇親会もやろうということで決まっておりますので、案内が来ましたらぜひ出席のほうをよろしくお願いします。

また、11月23日、勤労感謝の日に宝登山神社において恒例の産業感謝祭が開催され、出席いたしました。

◎議事録署名人の指名

○議長　次に、議事録署名人の指名を行います。

９番、齊藤喜久夫委員、10番、松本高正委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に９番、齊藤喜久夫委員、10番、松本高正委員を指名いたします。

◎農地法第３条の規定による許可申請２件について

○議長　それでは、議事に入ります。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請２件について議題とします。

農地法第３条、番号１、――――氏所有の農地を――――氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局　議案第１号　農地法第３条、番号１について説明いたします。

譲受人、住所・氏名、――――――――――――――――――さん。譲渡人、住所・氏名、――――――――――――――――――――――――さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀞字――――――、地目は畑、面積は326平

米の１筆です。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、長瀞五区内、お豆ふ処うめだ屋より南西約150メートルにある場所です。

次に、申請者の状況ですが、所有者、借入れしている農地はございません。隣接している空き家へ移住する予定となっており、農業従事者は本人と妻です。農業従事日数は、本人250日、妻50日ということです。

次に、資金計画は、土地購入費―――万円で、こちらの資金は隣の空き家の宅地も含んだ金額となっております。資金調達方法は自己資金となります。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は畑、面積は326平米、利用状況は耕うん後に耕作開始ができる状態となっております。

裏面の写真をご覧ください。

次に、作付の計画ですが、作付品目はナス、トマト、ルバーブ、大根、ネギで、作付の時期は、空き家に移住した後、令和７年の５月頃を予定しているそうです。

次に、農地の状況ですが、駅から500メートル以内にある農地のため、第２種農地と判断されます。

そのほかは、県立長瀞玉淀自然公園の普通地域にあり、幹線23号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長　事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。４番、杤原仁委員の説明をお願いします。

○４番杤原　仁委員　４番、杤原です。

11月18日に、事務局の小川さんと推進委員の堀口さんと現地確認に行ってきました。その場に譲受人の――さんと不動産屋の人も立ち会いました。

場所は、事務局の説明があったとおりで、行政区の五区内にありまして、テニスコートの東側にあります。この畑の近くにお豆ふ処うめだ屋があります。

現地の状況ですが、地図を逆さに見てもらえば分かると思いますが、形は東から西へ細長い長方形になっており、境界もくいが打たれており、境界線がはっきりしております。耕作はされていないようですが、草刈りがしてあり、畑としてすぐ使用できると思います。あと、――さんの話では、少しずつ家庭菜園から始めたいとの意向です。畑として再生できるので問題なしだと思います。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長　杤原仁委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員　堀口です。

去る11月18日、農業委員の杤原さん、事務局の小川さん、申請人の――さん、不動産業者とともに現地確認を行いました。

申請人は――住まいなんですが、今回空き家を購入するにつき、空き家の前庭、現在はちょっと裏のほうに写真ありますけれども、植木が点々と茂る状況であり、その境界のところに柿とか梅とか、そういった大きなものが境界のほうに、境界近くに植わっておるところです。真ん中辺は草地でありまして、あと低木、そういったものが植えられておりました。ここを開墾しまして、先ほど事務局から話があったように野菜ですね。ナス、トマト、ルバーブ、こういったものを作るということでございました。それから、植えられている植木もよく剪定されておりまして、今年の夏、草も結構伸びたんですけれども、草刈りも何回もされたような状況でありますし、留守宅としてはよく管理されているなということでございます。

それから、境界も、隣との畑につきましてはコンクリートぐいが入っています。それと、母屋と畑の間には木のくい、これは不動産屋が入れたものかな。何かきちっとされて、よく管理されているなということでございます。特に問題は感じられませんでした。

以上です。

○議長　堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

大変ありがたい話で、定住が増えたということと、これは空き家バンクで農地も一緒についている物件だよね。

○事務局　そうです。

○議長　よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長　質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思いますが、それにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長　ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

続きまして、農地法第３条、番号２、――――氏所有の農地を――――氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局　議案第１号　農地法第３条、番号２ついて説明いたします。

譲受人、住所・氏名、――――――――――――――さん。譲渡人、住所・氏名、――――――――――――――――さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字中野上字――――、地目は畑、面積は459平米の１筆です。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、下袋区内、長瀞福島農園より北へ約100メートルの場所です。

次に、申請者の状況ですが、現在町内で5,236平米の農地を所有し、耕作をしております。農業従事者は本人です。年間農業従事日数は、本人200日ということです。

次に、資金計画は、土地購入費―――となっております。資金調達方法は自己資金となります。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は畑、面積は459平米。すみません。利用状況、休耕とあったんですけれども、耕作中の状態です。

次に、作付計画ですが、作付品目は小麦で、作付の時期は令和６年12月頃を予定しているそうです。

次に、農地の状況ですが、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第２種農地と判断されます。

そのほかは、県立長瀞玉淀自然公園の第２種特別地域にあり、認定外道路に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長　事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。１番、常木三郎委員の説明をお願いします。

○１番常木三郎委員　常木です。

11月20日に、事務局の小川さんと推進委員の坂上さん、譲受人の――さんと現地確認に行ってきました。場所は、事務局の説明にあったとおりです。現地を見ましたが、隣も――さ

んが所有している畑で、地続きで今ももう作付をしているそうなので問題はないと思います。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長　常木三郎委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員、坂上健司委員の説明をお願いします。

○坂上健司委員　ただいま申し上げましたように、去る20日に事務局と常木委員と私と３人で、あと入り口のほうの関係で――さんが立ち会っていただきました。

ただ、畑のほうは、今年の草というのはどこの畑も伸びがいいので、どうこうは言いませんけれども、多少伸び続いていました。でも、出入口に、ここにあるように、作付が小麦だとかここにありますけれども、すぐまいてもいいような状態でございました。何ら問題はございません。

以上です。

○議長　坂上健司委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長　質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長　ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長　次に、その他でございますが、議題の中に書いてありますとおり、12月の委員会日程でございます。12月の委員会は、25日水曜日、午後１時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長　それでは、12月25日水曜日、午後１時30分からといたします。

なお、農振協議会につきましては、農業委員の皆様に併せてご出席をお願いいたします。

事務局からほかに何かございますか。

○事務局　先月の農地転用、５条の２件の許可状況ですが、県の審査の段階で保留にはなっていますが、許可見込みとなっております。

あと、すみません。今回覧で回しているんですけれども、長瀞幼稚園で実施したサツマイモ掘りの広報を12月広報で掲載する予定となっておりますので、ご報告させていただきます。

あと、議事録につきまして、今現在委託契約をしたところで、来月頃には幾らか原稿が出来上がってくる予定なので、そのときにはまたご案内いたしますので、よろしくお願いします。

あと、視察研修会につきましては、一度農業委員会を閉めた後に連絡させていただきます。

以上です。

○議長　以上で本日予定した議題は終了いたしました。これで議長の職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉　　会

○事務局長　それでは、これをもちまして、令和６年第11回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

（午後１時４５分）

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和６年１１月２５日

議　　長　　　宮　　澤　　史　　明

署名委員　　　齊　　藤　　喜 久 夫

署名委員　　　松　　本　　高　　正